

令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務
公募型プロポーザルに係る質疑について（回答）

令和6年3月6日

Q 1	<p>仕様書に記載されているモニター宿泊について、以下の費用が含まれると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>①モニターの自宅から現地までの旅費（航空運賃、レンタカーなど）</p> <p>②モニターの宿泊費（今回の対象となる事業者が運営する宿に宿泊する場合はその正規料金）</p> <p>③モニターが参加するアクティビティの費用（正規料金）</p> <p>④ツアーに含まれる飲食費（例：夜、地元の居酒屋で食事することがプランに含まれる場合、その飲食費も含む）</p>
A 1	<p>モニターツアーに参加する有識者にかかる費用は対象となります。</p> <p>なお、②～④については実費相当（利益が出ない金額）を対象とします。</p>
Q 2	<p>「中山間地域で長期滞在できる態勢づくり」の選定エリアと、「宿泊施設を中心とした地域の取組支援」の地域連携グループが同一エリアでも、問題はないでしょうか。</p>
A 2	<p>県内全域において広く取組を推進していきたいと考えているため、同一エリアでの実施は考えていません。</p>
Q 3	<p>「宿泊施設を中心とした地域の取組支援」について、宿泊施設1事業者だけでも「地域での取組支援」として認められる場合、支援対象としてなりうるのでしょうか。また、1グループあたりの最大事業者数の設定等がありますでしょうか。</p>
A 3	<p>宿泊施設1事業者であっても複数の事業者で構成されているグループであれば支援対象となります。</p> <p>なお、1グループあたりの最大事業者数の設定等はありません。</p>
Q 4	<p>「中山間地域で長期滞在できる態勢づくり」について、「中山間地域」の定義はありますか。</p>
A 4	<p>高知県では、地域振興法のうち、過疎法（過疎地域持続的発展支援特別措置法）をはじめとする5つの法律により指定された地域を「中山間地域」と定義しています。</p> <p>対象地域（中山間地域）は、下記のとおりです。</p> <p>https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2019010700051/file_contents/file_20227111165351_1.pdf</p> <p>ただし、本事業では、対象外の地域についても、協議のうえ事業効果が見込めると判断した場合は選定対象とする場合があります。</p>